### 令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(適用期限のある関税制度の延長)

要望元: 畜産局牛乳乳製品課

品名 (関税率関係) 又は	) <b>又は</b> <品名>	
制度名(関税制度関係)	無機質濃縮ホエイ	
	<制度名>	
	関税割当制度	
改正要望の内容	○ 改正を要する法令及び条項	
	関税暫定措置法第2条第1項	
	○ 具体的な内容	

稻	税番品品目			改正前税率		改正後税率			WTO	備	
彻	Ħ	細分	п п	基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵	譲許税率	考
0404.	10	121		35%+500 円/kg	35%		35%+500 円/kg	35%		35%	
0404.	10	122	無機質濃縮ホエイ	35%+500 円/kg	25%		35%+500 円/kg	25%		25%	
0404.	10	161		35%+808 円/kg	35%		35%+808 円/kg	35%		35%	
0404.	10	162		35%+808 円/kg	25%		35%+808 円/kg	25%		25%	

「令和6年3月31日まで」とされているものを1年延長する。

#### 改正要望内容の

施行期日及び適用期間

施行期日:令和6年4月1日

適用期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日

# 改正を要望する品目又

#### は制度をめぐる状況

#### ① 現状

国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差が存在している。

また、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間実施され、それ以後は、現在行われているWTOドーハ・ラウンド交渉が終結し、その決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。

#### ② 問題点

我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保 するには至っていない。

# 改正の必要性と目的達 成の見通し

### ① 改正の方向性

国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、高率の枠外税率により 無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図る一方、関税割当制度を維持し、需要 者に対する安価な輸入品の供給を確保する必要がある。

なお、関税割当制度の維持以外に、需要者に対し安価に原料を供給する手段として、原料費に対する補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、関税割当制度の維持が最も効率的である。

令和6年3月31日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、需要者

に対し安価に輸入品を供給しつつ、ウルグアイ・ラウンド合意を履行する必要があるため、改正を要望するものである。

#### ② 改正目的達成予定時期

国産品が十分な国際競争力を確保した時点。

#### 改正の効果と妥当性

#### ① 改正によって期待される効果

財政負担なく需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することができる。

【令和4年度における適用実績(「減税額」は試算値)】

・ 輸入実績: 2,690 トン、1,097 百万円

• 減税額:1,192百万円

・ 関税割当を受けた者の数:5者

#### (参考) 効果を判断するための定量的指標:

原料費補助を行った場合に必要な財政負担額

年度	関税割当によ	輸入価格	枠内税率	枠外税率	差額	
	る輸入量(ト	(CIF 価格	額	額	(百万円)	
	ン)	(円/kg))	(百万円)	(百万円)		
R1	3,772	286	270	1, 925	1, 655	
R2	3, 924	260	255	1, 971	1,717	
R3	3, 064	283	217	1, 560	1, 344	
R4	2,690	409	274	1, 466	1, 192	

資料:貿易統計(財務省)

#### ② 改正によって生じうる影響

\_

# ③ 改正の妥当性

関税割当制度により、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、一定の輸入数量の枠内に限り需要者に安価な輸入品を供給する一方で、この輸入数量の枠を超える分には高率の枠外税率を適用することにより、輸入品による国内需給への影響を抑え、乳製品全体の需給の安定が図られていることから、引き続き本措置が必要である。

#### 政策評価・関連措置

#### ① 本要望に関連する政策評価

\_

## ② 当該政策評価の結果と改正の関係

\_

### ③ 政府方針と改正の関係

以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、

国内需給の安定を図ることが不可欠である。
【農業競争力強化プログラム】 ・11 肉用牛・酪農の生産基盤強化
・13 生乳の改革
<ul><li>④ 関連措置</li></ul>
【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】
・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置
・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度
・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るた
めの措置

# 〇 改正経緯

これまでの改正状況	当該品目に関する関税割当制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長			
	されている。			
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり、新たな財政負担なく需要者に			
	対して安価な輸入品の供給を確保することができた。			